

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表
(共通対策編)

新旧対照表 P1-P19

頁	旧	新	備考
共通-2	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱 (略)</p> <p>3 静岡県警察 (大仁警察署)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 伊豆市の自然的条件 (略)</p> <p>第3節 伊豆市の社会的条件 本市は、伊豆半島のやや北部に位置し、道路網は南北に国道136・414号、東西に国道136号・県道修善寺戸田線・伊豆箱根鉄道の結節点にあり、有数の観光地である伊豆地域の玄関口にあたるため、モータリゼーションの進展にともない、通過交通量は年々増加し、慢性的な渋滞が発生し、災害時の緊急輸送路の確保が課題となっている。また、西部には海岸線を有し、土肥港を主とした海路の玄関口にもなっている。 指定避難所については、20箇所の避難場所が指定されている。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 伊豆市において予想される災害と地域 (略)</p> <p>5 土石流、地すべり、がけ崩れ等 市内で砂防指定地が189箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土砂災害警戒区域が1,180箇所（いずれも令和3年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 (資料編1-4-5「市内の危険区域等箇所数」など)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務及び業務の大綱 (略)</p> <p>3 静岡県警察 (伊豆中央警察署)</p> <p>(略)</p> <p>第2節 伊豆市の自然的条件 (略)</p> <p>第3節 伊豆市の社会的条件 本市は、伊豆半島のやや北部に位置し、道路網は南北に伊豆縦貫自動車道・天城北道路と国道136・414号、東西に国道136号・県道修善寺戸田線・伊東修善寺線があり、JR三島駅と結ぶ伊豆箱根鉄道の結節点にあり、有数の観光地である伊豆地域の玄関口にあたるため、モータリゼーションの進展にともない、通過交通量は年々増加し、慢性的な渋滞が発生し、災害時の緊急輸送路の確保や滞留客への対応などが課題となっている。また、西部には海岸線を有し、土肥港を主とした海路の玄関口にもなっている。 指定避難所については、22箇所の避難場所が指定されている。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 伊豆市において予想される災害と地域 (略)</p> <p>5 土石流、地すべり、がけ崩れ等 市内で砂防指定地が189箇所、地すべり防止区域が3箇所、急傾斜地崩壊危険区域が51箇所及び土砂災害警戒区域が1,180箇所（いずれも令和4年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。 (資料編1-4-5「市内の危険区域等箇所数」など)</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。</p>	<p>組織改編による修正</p> <p>道路網に高規格幹線道路を追加</p> <p>誤記修正</p> <p>時点更新</p> <p>県地域防災計画と整合 防災基本計画を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○国、地方公共団体、電気通信事業者等は、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害</p>
共通-9			
共通-11			
共通-12			

<p>共通-12</p>	<p>1 無線通信施設の現況 (1) 防災行政無線 (静岡県危機管理部危機対策課) ・ 地上系、衛星系 1式 (2) 同時通報用無線 (伊豆市) ※現在整備中 ・ 親局 1局 (緊急親局1局) ・ 中継局 2局 (簡易中継局1局、再送信子局3局) ・ 子局 <u>161局</u> (戸別受信機4, 100台) (3) 移動無線 (伊豆市) ・ 基地局 4局 (中継局2局) ・ 車載 5局 ・ 携帯 50局 ・ 衛星通信システム平面可搬型地球局装置 (VSAT) 1局 (略)</p>	<p>無線通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。</p> <p>誤記修正</p>
<p>共通-13</p>	<p>4 <u>障害のある方への情報伝達体制の整備</u> 市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>県地域防災計画と整合 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行 (令和4年5月) を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○国 [内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省] 及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ○国 [内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省] 及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画 (略)</p>	<p>第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画 (略)</p>	<p>第2節 防災ヘリポート及び防災資機材等整備計画 (略)</p>

<p>共通-18</p>	<p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク^当の啓発 <p>(略)</p> <p>第5節 防災のための調査研究 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上 市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルスを含む感染症対策等</u>を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくことも</p>	<p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク^等の啓発 <p>(略)</p> <p>第5節 防災のための調査研究 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上 <u>市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、</u>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。<u>加えて</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、</p>	<p>誤記修正</p> <p>県地域防災計画と整合 防災基本計画（令和4年6月）を踏まえた修正</p>
<p>共通-20</p>	<p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク^当の啓発 <p>(略)</p> <p>第5節 防災のための調査研究 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上 市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルスを含む感染症対策等</u>を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくことも</p>	<p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク^等の啓発 <p>(略)</p> <p>第5節 防災のための調査研究 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上 <u>市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、</u>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。<u>加えて</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、</p>	<p>県地域防災計画と整合 防災基本計画（令和4年6月）を踏まえた修正</p>
<p>共通-21</p>	<p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク^当の啓発 <p>(略)</p> <p>第5節 防災のための調査研究 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上 市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルスを含む感染症対策等</u>を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくことも</p>	<p>第3節 道路鉄道等災害防止計画 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>3 市の実施事項 (略)</p> <p>【美しい伊豆創造センターと連携した啓発】 美しい伊豆創造センターと連携した以下のような取組により、地質災害（土砂災害、地震災害、火山災害等）について知識の普及に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク^等の啓発 <p>(略)</p> <p>第5節 防災のための調査研究 (略)</p> <p>第6節 住民の避難体制 (略)</p> <p>2 避難地・避難路の安全性の向上 <u>市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>また、</u>市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備 (略)</p> <p>(1) 避難所の指定 (略)</p> <p>ア 市は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、</u>避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。<u>加えて</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の設備に努めるものとする。なお、県及び市は、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、</p>	<p>県地域防災計画と整合 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について」（令和4年1月）を踏まえた踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空</p>

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（共通対策編）

	<p>公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p>	<p>感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p>	<p>調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>
<p>共通-21</p>	<p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>ア 避難所の管理者不在時の開設体制</p> <p>イ 避難所を管理するための責任者の派遣</p> <p>ウ 災害対策本部との連絡体制</p> <p>エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制</p> <p>避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。</p> <p>(略)</p>	<p>オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p> <p>ア 避難所の管理者不在時の開設体制</p> <p>イ 避難所を管理するための責任者の派遣</p> <p>ウ 災害対策本部との連絡体制</p> <p>エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制</p> <p>避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。</p> <p>(略)</p>	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>
<p>共通-22</p>	<p>(略)</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>ア 避難所の管理者不在時の開設体制</p> <p>イ 避難所を管理するための責任者の派遣</p> <p>ウ 災害対策本部との連絡体制</p> <p>エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制</p> <p>避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。</p> <p>(略)</p>	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>県地域防災計画と整合 「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けた具体化検討会を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</p>	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>

<p>共通-29</p>	<p>第7節 防災訓練 (略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第9節 事業所等の自主的な防災活動 (略)</p> <p>第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 <u>(新設)</u></p>	<p>第7節 防災訓練 (略)</p> <p>第8節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第9節 事業所等の自主的な防災活動 (略)</p> <p>第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 (略)</p> <p>第11節 ボランティア活動に関する計画 市は、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</u></p>	<p>県地域防災計画との整合 他節のような「主旨」を表現する前文が無かったため、防災基本計画の記載を参考に新規追加する。</p>
<p>共通-29</p>	<p>1 ボランティア活動の支援 市は、伊豆市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 <u>(新設)</u></p>	<p>1 ボランティア活動の支援 市は、伊豆市社会福祉協議会及び市ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 市は、<u>災害ボランティアセンターの設置予定場所を伊豆市地域防災計画に明記するよう努める。</u></p>	<p>県地域防災計画と整合 「災害VCの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について」（令和3年9月）を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p>
<p>共通-30</p>	<p>第12節 要配慮者支援計画 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の把握、名簿の作成等 (略)</p> <p>(4) 名簿の提供 ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次の避難支援等関係者等に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。また、名簿の提供にあたり、個人情報に対する配慮が損なわれることのないよう避難支援関係者に説明するものとする。 (ア) 駿東伊豆消防本部、伊豆市消防団 (イ) 静岡県警察 (<u>大仁警察署</u>)</p>	<p>第12節 要配慮者支援計画 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の把握、名簿の作成等 (略)</p> <p>(4) 名簿の提供 ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次の避難支援等関係者等に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。また、名簿の提供にあたり、個人情報に対する配慮が損なわれることのないよう避難支援関係者に説明するものとする。 (ア) 駿東伊豆消防本部、伊豆市消防団 (イ) 静岡県警察 (<u>伊豆中央警察署</u>)</p>	<p>組織改編による修正</p>

<p>共通-30</p>	<p>(ウ) 伊豆市社会福祉協議会 (エ) 民生委員 (オ) 区長・自主防災組織 (カ) 地域包括支援センター (キ) 支援ボランティア <u>(新設)</u> (略) (5) 名簿情報漏えい防止 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために<u>次に</u>各号に掲げる措置を避難支援関係者に求めるとともに市としての措置を講ずる。 (略) (6) 個別避難計画の作成等 市は、伊豆市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>県等多様な主体の協力を得ながら</u>、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。 市は、個別避難計画が作成されない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>	<p>(ウ) 伊豆市社会福祉協議会 (エ) 民生委員・<u>児童委員</u> (オ) 区長・自主防災組織 (カ) 地域包括支援センター (キ) 支援ボランティア <u>(ウ) N.P.O</u> (略) (5) 名簿情報漏えい防止 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために<u>次に</u>各号に掲げる措置を避難支援関係者に求めるとともに市としての措置を講ずる。 (略) (6) 個別避難計画の作成等 市は、伊豆市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、<u>県等多様な主体の協力を得ながら</u>、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。 市は、個別避難計画が作成されない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>誤記修正 県地域防災計画と整合 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月）や「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和4年6月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋） ○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 ○市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 ○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援</p>
<p>共通-31</p>	<p>(ウ) 伊豆市社会福祉協議会 (エ) 民生委員 (オ) 区長・自主防災組織 (カ) 地域包括支援センター (キ) 支援ボランティア <u>(新設)</u> (略) (5) 名簿情報漏えい防止 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために<u>次に</u>各号に掲げる措置を避難支援関係者に求めるとともに市としての措置を講ずる。 (略) (6) 個別避難計画の作成等 市は、伊豆市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>県等多様な主体の協力を得ながら</u>、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。 市は、個別避難計画が作成されない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>	<p>(ウ) 伊豆市社会福祉協議会 (エ) 民生委員・<u>児童委員</u> (オ) 区長・自主防災組織 (カ) 地域包括支援センター (キ) 支援ボランティア <u>(ウ) N.P.O</u> (略) (5) 名簿情報漏えい防止 上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。 市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために<u>次に</u>各号に掲げる措置を避難支援関係者に求めるとともに市としての措置を講ずる。 (略) (6) 個別避難計画の作成等 市は、伊豆市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 また、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、<u>県等多様な主体の協力を得ながら</u>、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。 市は、個別避難計画が作成されない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>誤記修正 県地域防災計画と整合 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月）や「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和4年6月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋） ○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 ○市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 ○市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援</p>

<p>共通-32</p>	<p>(略)</p> <p>10 要配慮者利用施設における避難確保措置 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p> <p>第13節 観光対策 (略)</p> <p>第14節 孤立対策 (略)</p> <p>第15節 救助・救急活動に関する計画 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。 <u>(新設)</u></p>	<p>者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>水防法等の改定により、地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練実施が義務付けになったため。(水防法第15条)</p>
<p>共通-33</p>	<p>(略)</p> <p>10 要配慮者利用施設における避難確保措置 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、<u>訓練</u>をするものとする。</p> <p>第13節 観光対策 (略)</p> <p>第14節 孤立対策 (略)</p> <p>第15節 救助・救急活動に関する計画 市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。 <u>市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第16節 公共建物等の災害予防計画 (略)</p> <p>第17節 応急住宅・災害廃棄物処理 (略)</p> <p>3 災害廃棄物処理 ・市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>・市は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	<p>県地域防災計画と整合 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月)を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県地域防災計画と整合 防災基本計画を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の</p>

<p>共通-34</p>	<p>る。 <u>(新設)</u></p> <p>第18節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <p>1 市の体制整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>現在整備を検討している(仮称)日向公園</u>を防災拠点とするため、災害対策本部、<u>備蓄物資保管場所、緊急物資集積場所等の必要な機能等の整備に努めるものとする。</u> <p>(略)</p> <p>第19節 被災者生活再建支援に関する計画 (略)</p> <p>第20節 業務継続に関する計画 (略)</p> <p>第21節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第22節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 (略)</p> <p>第23節 原子力災害対策 (略)</p> <p>第24節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>○ 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>注) ※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>○ 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりににおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>○ 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p>	<p>る。 ・市は、<u>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p>仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>第18節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <p>1 市の体制整備 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、<u>現在、整備している(仮称)日向公園</u>を防災拠点とするため、災害対策本部、<u>備蓄物資保管場所、緊急物資集積場所等の必要な機能等の整備に努めるものとする。</u> <p>(略)</p> <p>第19節 被災者生活再建支援に関する計画 (略)</p> <p>第20節 業務継続に関する計画 (略)</p> <p>第21節 複合災害対策及び連続災害対策 (略)</p> <p>第22節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 (略)</p> <p>第23節 原子力災害対策 (略)</p> <p>第24節 災害に強いまちづくり (略)</p> <p>○ 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>注) ※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>○ 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりににおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>○ 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p>
--------------	---	--

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（共通対策編）

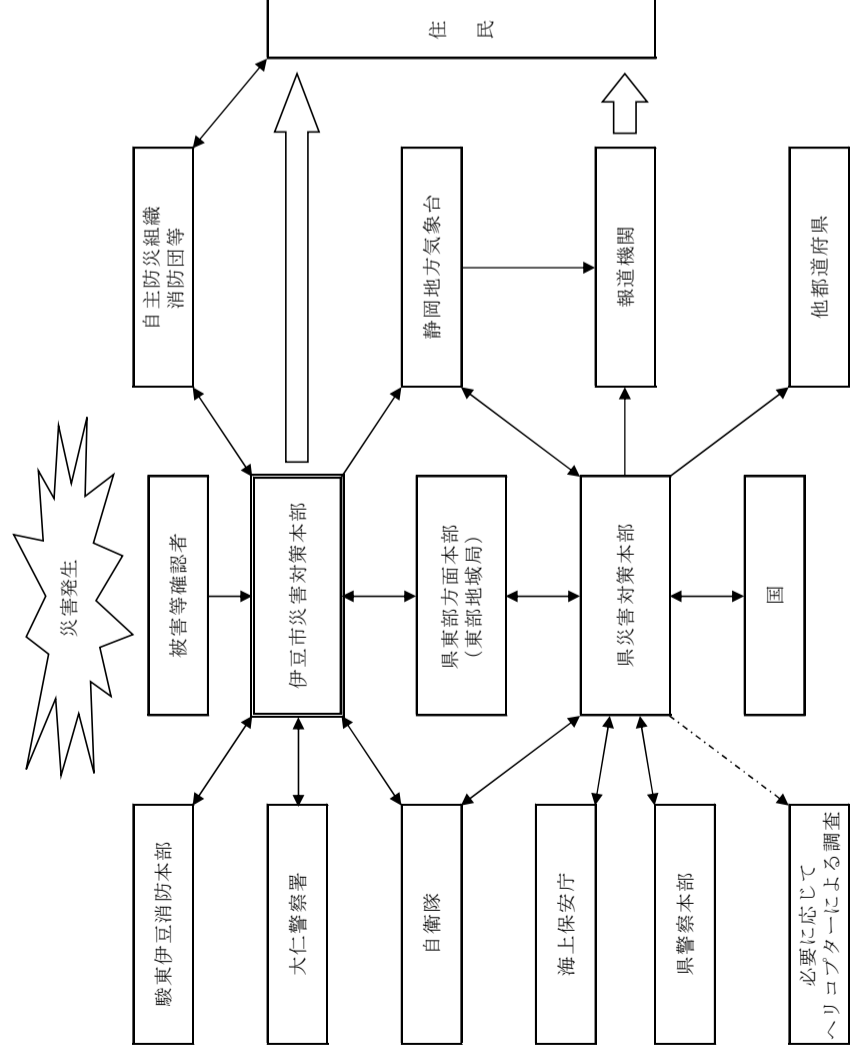
<p>共通-37</p>	<p>○ 市は、緊急輸送ルート¹の確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>○ 市は、緊急輸送ルート¹の確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p>○ 市は、<u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法</u>の改正（令和4年11月）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</p> <p>○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p>	
<p>共通-37</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>○ 市は、<u>発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。</u></p>	
<p>共通-45</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 組織計画 (略)</p> <p>第3節 応援・受援計画 (略)</p> <p>2 実施方法 (1) 市職員の応援 市長は、避難所を開設した場合、職員を派遣するとともに、その他各地区及び協定市町等からの応援要請に可能な職員を派遣する。 ・ 市は、災害後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるもの</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 組織計画 (略)</p> <p>第3節 応援・受援計画 (略)</p> <p>2 実施方法 (1) 市職員の応援 市長は、<u>避難所等</u>を開設した場合、職員を派遣するとともに、その他各地区及び協定市町等からの応援要請に可能な職員を派遣する。 ・ 市は、災害後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるもの</p>	<p>県地域防災計画と整合 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正（令和4年11月）を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p> <p>県地域防災計画と整合 内閣府の作成する「防災基本計画」における「復興事前準備」の推進や、「地震津波アクションプログラム2023」に市町における「事前都市復興計画」策定推進の位置づけを受けて、この方針に基づき新規で県地域防災計画に位置づけたことを踏まえた修正</p> <p>避難所をはじめ、救護所や道路啓開現地調整本部などの開設を想定することから「等」を追加</p>

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（共通対策編）

	<p>とす。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、土木・建設職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 <p><u>（新設）</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）警察官の応援動員要請</p> <p>市長は、災害の発生のおおそのれのあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認めるときは、<u>大仁警察署長</u>に対し、出動を要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 応援要請の受入体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>（3）庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 通信情報計画</p> <p>（略）</p> <p>1 基本方針</p> <p>（1）県との情報活動の緊密化</p> <p>ア 収集及び伝達は、県災害対策本部と県災害対策本部東部方面本部、県災害対策本部東部方面本部と市災害対策本部、各相互間のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもつ行う。</p> <p>イ 情報活動の緊密化のため、派遣される<u>大仁警察署</u>の警察官及び県災害対策本部方面本部職員の受入れを行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 被害状況等の報告</p> <p>（1）市長に対する報告</p> <p>ア 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して部局ごとに取りまとめ、災害対策本部員会議あるいは本部長報告において市長に報告するものとする。</p> <p>イ <u>大仁警察署長</u>は、災害情報を市長に報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>とす。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、土木・建設職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 <p>・ <u>市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>（3）警察官の応援動員要請</p> <p>市長は、災害の発生のおおそのれのあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認めるときは、<u>伊豆中央警察署長</u>に対し、出動を要請するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 応援要請の受入体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>（3）庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第4節 通信情報計画</p> <p>（略）</p> <p>1 基本方針</p> <p>（1）県との情報活動の緊密化</p> <p>ア 収集及び伝達は、県災害対策本部と県災害対策本部東部方面本部、県災害対策本部東部方面本部と市災害対策本部、各相互間のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもつ行う。</p> <p>イ 情報活動の緊密化のため、派遣される<u>伊豆中央警察署</u>の警察官及び県災害対策本部東部方面本部職員の受入れを行う。</p> <p>（略）</p> <p>3 被害状況等の報告</p> <p>（1）市長に対する報告</p> <p>ア 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して部局ごとに取りまとめ、災害対策本部員会議あるいは本部長報告において市長に報告するものとする。</p> <p>イ <u>伊豆中央警察署長</u>は、災害情報を市長に報告する。</p> <p>（略）</p>	<p>県地域防災計画修正と整合</p> <p>組織改編による修正</p> <p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p> <p>組織改編による修正</p> <p>組織改編による修正</p>
<p>共通-45</p> <p>共通-46</p> <p>共通-47</p> <p>共通-49</p> <p>共通-50</p>			

共通-53

(2) 情報連絡系統図



(略)

5 異常現象発見者の通報

災害の発生のおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は大仁警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を見つけた場合は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

(略)

第5節 災害広報計画

(略)

第6節 災害救助法の適用計画

(略)

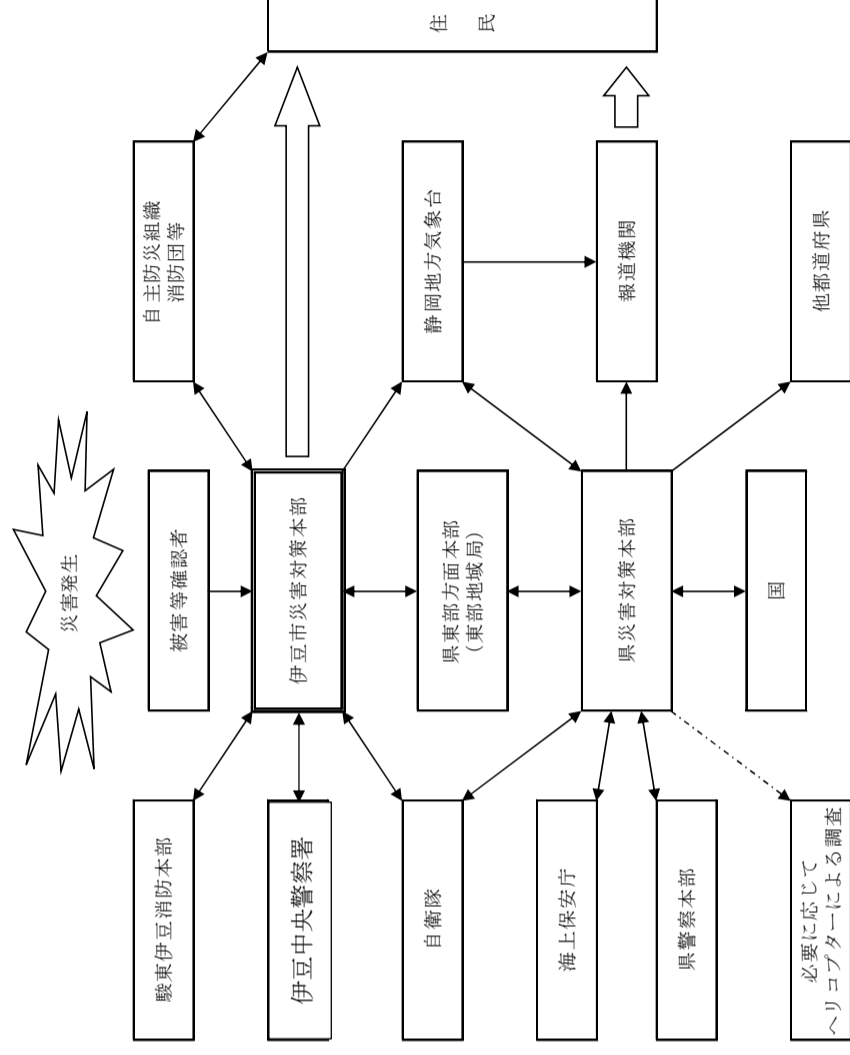
第7節 避難救出計画

(略)

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警戒級の可能性）※1 （気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

共通-58

(2) 情報連絡系統図



(略)

5 異常現象発見者の通報

災害の発生のおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は伊豆中央警察署に通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を見つけた場合は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。

(略)

第5節 災害広報計画

(略)

第6節 災害救助法の適用計画

(略)

第7節 避難救出計画

(略)

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警戒級の可能性）※1 （気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

県地域防災計画と整合
気象庁の「避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動」の見直しを踏まえた修正

組織改編による修正

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (共通対策編)

警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (注意) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高年齢者等避難 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (警戒) 大雨警報 (土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (警戒) <u>高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 ※2</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (警戒) 大雨警報 (土砂災害) 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (警戒) <u>高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) ※2</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高年齢者等避難 高年齢者等は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 高年齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から高年齢者等避難 高年齢者等は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 高年齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (<u>非常に危険</u>) 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (<u>非常に危険</u>) 高潮特別警報※3 高潮警報※3 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (危険) 土砂災害警戒情報 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (危険) 高潮特別警報※3 高潮警報※3 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる (退避) 等により「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難 (垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる (退避) 等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 (大雨特別警報 (浸水害)) ※4 (大雨特別警報 (土砂災害)) ※4 <u>(新設)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫発生情報 (大雨特別警報 (浸水害)) ※4 (大雨特別警報 (土砂災害)) ※4 <u>洪水キキクル(洪水警報の</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 命の危険直ちに安全確保 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、ま 	<ul style="list-style-type: none"> 命の危険直ちに安全確保 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、ま

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (共通対策編)

	た本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。		<p><u>危険度分布</u> (災害切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土砂キキクル</u> (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (災害切迫) ・ <u>浸水キキクル</u> (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) (災害切迫) 	た本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。	
共通-65	<p>(キ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p>	(略)	<p>・ 高潮氾濫発生情報※5</p>		<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>
共通-65	<p>(ク) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p>	(略)		<p>(ク) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めることにも、<u>避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u>この際、<u>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</u></p>	<p>県地域防災計画と整合 「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けた具体化検討会を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNP O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p>
共通-65	<p>(ツ) 被災地において<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p>	(略)		<p>(ツ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p>	<p>令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に移行することに伴う修正</p>

<p>共通-67</p>	<p>置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p> <p>(略)</p> <p>7 避難行動要支援者への支援 市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、避難した福祉サービスの提供を行う。 (1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (7) 安否確認・避難誘導 市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、<u>在宅要援護高齢者、障害のある人</u>その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在 (略)</p> <p>○ <u>なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>正</p> <p>7 避難行動要支援者への支援 市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、避難した福祉サービスの提供を行う。 (1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等 ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握 (7) 安否確認・避難誘導 市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、<u>支援が必要な高齢者及び障害のある人</u>その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>富士山火山避難基本計画改定に伴う記載の見直し</p>
<p>共通-69</p>	<p>第8節 愛玩動物救護計画 (略)</p> <p>第9節 避難所設置・運営計画 (略)</p> <p>1 避難所の設置及び避難生活 (略)</p> <p>才 避難所の運営 (略)</p> <p>(1) 避難所には避難所等の<u>運営</u>を行うために必要な<u>市職員</u>を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 食料供給計画 (略)</p> <p>第11節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画 (略)</p> <p>第12節 給水計画 (略)</p> <p>第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p>	<p>第8節 愛玩動物救護計画 (略)</p> <p>第9節 避難所設置・運営計画 (略)</p> <p>1 避難所の設置及び避難生活 (略)</p> <p>才 避難所の運営 (略)</p> <p>(1) 避難所には避難所等の<u>支援</u>を行うために必要な<u>避難所連絡員</u>を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 食料供給計画 (略)</p> <p>第11節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画 (略)</p> <p>第12節 給水計画 (略)</p> <p>第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p>	<p>表現の適正化</p>

共通-80	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅措置</p> <p>ア 入居対象者</p> <p>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければならない者として、<u>利用が災害の発生の日から1ヶ月を超えると見込まれる者(知事との事前協議必要)</u></p> <p>(略)</p> <p>第14節 医療・助産計画</p> <p>(略)</p> <p>第15節 防疫計画</p> <p>(略)</p> <p>3 市民及び自主防災組織の実施事項</p> <p>飲食物の衛生に注意して<u>感染症及び食中毒</u>の発生を防止する。</p> <p>4 関係団体の実施事項</p> <p>飲食物に起因する<u>感染症及び食中毒</u>の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</p>	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項</p> <p>(1) 応急仮設住宅措置</p> <p>ア 入居対象者</p> <p>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</p> <p>(略)</p> <p>第14節 医療・助産計画</p> <p>(略)</p> <p>第15節 防疫計画</p> <p>(略)</p> <p>3 市民及び自主防災組織の実施事項</p> <p>飲食物の衛生に注意して<u>食中毒及び関連する感染症</u>の発生を防止する。</p> <p>4 関係団体の実施事項</p> <p>飲食物に起因する<u>食中毒及び関連する感染症</u>の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。</p>	<p>県地域防災計画と整合</p> <p>平成25年内閣府告示第228号災害救助事務取扱要領(令和4年7月)を踏まえた修正</p>	
共通-86	<p>(略)</p> <p>第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>6 ごみ・汚泥の収集処理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 集積されたごみ等については、委託業者により収集し<u>清掃センター及び衛生施設組合</u>の処理場で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、東部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画</p> <p>(略)</p> <p>第18節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>第19節 社会秩序維持計画</p>	<p>(略)</p> <p>第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>6 ごみ・汚泥の収集処理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 集積されたごみ等については、委託業者により収集し<u>伊豆市リサイクルセンター及び伊豆市土肥リサイクルセンター並びにクリーンセンター</u>の処理場で処理することを原則とし、施設が被災した場合及び運搬が困難な場合は、近隣市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は、東部健康福祉センターの指導のもと、環境衛生上支障のない方法で臨時に仮置場を設置する等処理施設復旧までの間対処するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画</p> <p>(略)</p> <p>第18節 障害物除去計画</p> <p>(略)</p> <p>第19節 社会秩序維持計画</p>	<p>県地域防災計画との整合</p> <p>O157 などによる腸管出血性大腸菌感染症を例に取れば、食物から(子どもに)感染した場合には「食中毒」、その後、(子ども)から(両親)に広がった場合には「感染症」となる。</p> <p>そのため、「飲食物に起因する感染症及び食中毒」という表現は、広義では間違いないが、狭義では適切とは言えないため、順番を逆にして「食中毒及び関連する感染症」に修正する。</p>	<p>施設名称変更による修正</p>

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（共通対策編）

共通-92	災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市及び 大仁警察署 の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。	災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市及び 伊豆中央警察署 の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。	組織改編による修正																
共通-92	(略) 2 大仁警察署 が実施する活動 (略)	(略) 2 伊豆中央警察署 が実施する活動 (略)	組織改編による修正																
共通-94	<p>第20節 輸送計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="485 1647 997 2674"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 2418 520 2662">区分</th> <th data-bbox="485 1647 520 2407">緊急輸送道路の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 2418 567 2662">第1次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="531 1647 567 2407">災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する大仁警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 2418 613 2662">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="577 1647 613 2407">市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="623 2418 659 2662">第3次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="623 1647 659 2407">第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>ウ 道路障害物除去作業 道路管理者は所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じた措置を実施する。 なお、道路緊急輸送にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第21節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>第22節 応急教育計画 (略)</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p>2 実施事項及び対象 (略)</p> <p>(3) り災者の生活相談 (略)</p> <p>ウ 協力機関</p>	区分	緊急輸送道路の内容	第1次緊急輸送道路	災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する 大仁警察署 、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路	第2次緊急輸送道路	市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路	第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。	<p>第20節 輸送計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="485 127 997 1635"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 1368 520 1611">区分</th> <th data-bbox="485 127 520 1356">緊急輸送道路の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 1368 567 1611">第1次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="531 127 567 1356">災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する伊豆中央警察署、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="577 1368 613 1611">第2次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="577 127 613 1356">市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路</td> </tr> <tr> <td data-bbox="623 1368 659 1611">第3次緊急輸送道路</td> <td data-bbox="623 127 659 1356">第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>ウ 道路障害物除去作業 道路管理者は、広域的な道路啓開方針を踏まえ、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じた措置を実施する。なお、道路緊急輸送にあたっては、以下の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第21節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>第22節 応急教育計画 (略)</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会の要請により、必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p>2 実施事項及び対象 (略)</p> <p>(3) り災者の生活相談 (略)</p> <p>ウ 協力機関</p>	区分	緊急輸送道路の内容	第1次緊急輸送道路	災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する 伊豆中央警察署 、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路	第2次緊急輸送道路	市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路	第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。	組織改編による修正
区分	緊急輸送道路の内容																		
第1次緊急輸送道路	災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する 大仁警察署 、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路																		
第2次緊急輸送道路	市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路																		
第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。																		
区分	緊急輸送道路の内容																		
第1次緊急輸送道路	災害発生時において災害対策本部等が設置される市役所、緊急車両等の交通規制を統括する 伊豆中央警察署 、物資・人員・医療機関及び各種防災機能等の集積している各支所及び救援物資等の備蓄拠点や集積拠点ともなる防災拠点の所在地と接続する道路																		
第2次緊急輸送道路	市民との窓口となる各地方公共団体の庁舎、市民の生命に直接的に関わってくる警察、消防、病院、電気・ガス・水道といったライフラインの各施設、避難所及び救援物資等の備蓄・集積拠点の所在地と接続する道路																		
第3次緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要と思われる施設（郵便局、公共交通機関施設、病院・医療施設等）に接続する道路。																		
共通-99	<p>第21節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>第22節 応急教育計画 (略)</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p>2 実施事項及び対象 (略)</p> <p>(3) り災者の生活相談 (略)</p> <p>ウ 協力機関</p>	<p>第21節 交通応急対策計画 (略)</p> <p>第22節 応急教育計画 (略)</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会の要請により、必要な措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第23節 社会福祉計画 (略)</p> <p>2 実施事項及び対象 (略)</p> <p>(3) り災者の生活相談 (略)</p> <p>ウ 協力機関</p>	誤記訂正																
興津-102	ウ 協力機関	ウ 協力機関																	

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（共通対策編）

	<p>県、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、法テラス静岡、日本赤十字静岡岡支部、その他の関係機関</p>	<p>県、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、<u>静岡県災害対策工業連絡会</u>、民生委員・児童委員、法テラス静岡、日本赤十字静岡岡支部、その他の関係機関</p>	<p>県地域防災計画と整合 最近の災害による教訓を踏まえた修正</p>
共通-108	<p>(略)</p> <p>第24節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>第25節 応援協力計画</p> <p>(略)</p> <p>第26節 ボランティア活動支援計画</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請要求計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害派遣要請要求の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣要請要求の内容</p> <p>(略)</p> <p>ケ <u>炊飯及び給水支援</u> 被災者に対する<u>炊飯及び給水</u></p> <p>(略)</p> <p>第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画</p> <p>(略)</p> <p>第29節 県防災ヘリコプター要請計画</p> <p>(略)</p> <p>第30節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施 応急措置の実施は電力会社の定めるく東京電力パワーグリッド（株）防災業務計画><u>防災業務計画</u>により実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第31節 ガス災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第32節 下水道災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第34節 市有施設及び設備等の対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第35節 被害状況調査計画</p> <p>(略)</p> <p>第36節 災害警備</p> <p>1 災害警備の基本方針</p> <p><u>大仁警察署</u>は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を第一義として災害警備活</p>	<p>(略)</p> <p>第24節 消防計画</p> <p>(略)</p> <p>第25節 応援協力計画</p> <p>(略)</p> <p>第26節 ボランティア活動支援計画</p> <p>(略)</p> <p>第27節 自衛隊派遣要請要求計画</p> <p>(略)</p> <p>1 災害派遣要請要求の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害派遣要請要求の内容</p> <p>(略)</p> <p>ケ <u>給食、給水及び入浴支援</u> 被災者に対する<u>給食、給水及び入浴支援</u></p> <p>(略)</p> <p>第28節 海上保安庁に対する支援要請要求計画</p> <p>(略)</p> <p>第29節 県防災ヘリコプター要請計画</p> <p>(略)</p> <p>第30節 電力施設災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 応急措置の実施 応急措置の実施は電力会社の定めるく東京電力パワーグリッド（株）防災業務計画>により実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第31節 ガス災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第32節 下水道災害応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第33節 突発的災害に係る応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第34節 市有施設及び設備等の対策計画</p> <p>(略)</p> <p>第35節 被害状況調査計画</p> <p>(略)</p> <p>第36節 災害警備</p> <p>1 災害警備の基本方針</p> <p><u>伊豆中央警察署</u>は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、県民の生命、身体及び財産の保護を第一義として災害警</p>	<p>県地域防災計画と整合 最近の災害による教訓を踏まえた修正</p> <p>県地域防災計画と整合 防衛省業務計画（令和4年3月17日）を踏まえた修正</p> <p>誤記の修正</p> <p>組織改編による修正</p>
共通-124	<p>県、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、法テラス静岡、日本赤十字静岡岡支部、その他の関係機関</p>	<p>県、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、<u>静岡県災害対策工業連絡会</u>、民生委員・児童委員、法テラス静岡、日本赤十字静岡岡支部、その他の関係機関</p>	<p>県地域防災計画と整合 最近の災害による教訓を踏まえた修正</p>

<p>共通-125</p>	<p>動等に努めるものとする。 (略) 4 災害警備本部等の設置 (<u>大仁警察署</u>) (略) 第4章 復旧・復興計画 第1節 災害復旧計画 (略) 第2節 激甚災害の指定 (略) 第3節 被災者の生活再建支援 (略)</p>	<p>備活動等に努めるものとする。 (略) 4 災害警備本部等の設置 (<u>伊豆中央警察署</u>) (略) 第4章 復旧・復興計画 第1節 災害復旧計画 (略) 第2節 激甚災害の指定 (略) 第3節 被災者の生活再建支援 (略)</p>	<p>組織改編による修正</p>
<p>共通-127</p>	<p>2 被災者の<u>援護</u> <u>被災者が災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。</u> (1) 被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができる。</u> また、り災証明書の根拠となる住家被害認定調査を行い、住家の被害の程度を記載した、り災台帳を作成する。</p>	<p>2 被災者の<u>支援</u> <u>市は、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用等により支援する。</u> (1) 被災状況の把握 「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</u> <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</u> <u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> また、り災証明書の根拠となる住家被害認定調査を行い、住家の被害の程度を記載した、り災台帳を作成する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>県地域防災計画と整合 「災害ケースマネジメントの手引書作成に関する有識者検討会」を踏まえた修正 (防災基本計画抜粋) ○市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効果的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする ○地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 ○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネ</p>

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表 (共通対策編)

	<p>(略)</p> <p>第4節 風評被害の影響の軽減 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第4節 風評被害の影響の軽減 (略)</p>	<p>ントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>
--	--	--	---